

令和5年度  
**環境経営レポート**

対象期間：令和5年4月～令和6年3月



発行日：令和6年6月30日

更新日：令和6年12月19日



Hyogo Water Preservation Center  
一般社団法人 兵庫県水質保全センター

# 1 環境経営方針

## 《理念》

一般社団法人 兵庫県水質保全センターは、環境活動を事業運営の重要取組事項の一つと位置付け、環境への負荷の低減や生活環境問題に積極的に取り組み、低炭素社会、水環境の保全及び持続的な循環型社会の構築に貢献します。

## 《方針》

一般社団法人 兵庫県水質保全センターは、兵庫県全域の浄化槽の法定検査、環境計量証明、河川・ため池の水質調査、環境教育等の事業活動を通じ、次の項目に取り組みます。

- 1 エコアクション21環境経営システムを構築、運営し、環境経営目標と環境経営計画を設定し、実行に移し、結果については評価と活動内容の見直しを行うことによる継続的改善に取り組みます。
- 2 浄化槽法、計量法等の環境関連法令及び条例を遵守します。
- 3 省資源・省エネルギーに努め、CO<sub>2</sub>排出量の削減、廃棄物の適正処理・減量及び節水に取り組みます。
- 4 環境への負荷の低減を適切に実行するため、当センター内部では、全職員にエコアクション21について必要な環境教育を実施します。また、外部へは、兵庫県内の中学校を対象として、未来を担う子供たちに水環境保全の重要性を体感してもらう環境教育を積極的に実施します。
- 5 水環境保全に寄与することを目的としている浄化槽の指定検査機関として、社会的責務と使命を自覚し、地域社会へ浄化槽及びエコアクション21の普及啓発に努めます。
- 6 化学物質の適正な管理と適正使用に努めます。

この環境経営方針は、全職員に周知徹底します。

制 定 日	： 平成19年7月11日
最新改定日	： 令和 3年 6月25日
一般社団法人 兵庫県水質保全センター	
会長	田中 一良

## 2 組織の概要と認証・登録の対象範囲

### 1 目的

当法人は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及促進並びに浄化槽に関する技術の向上、知識の普及を通じ、浄化槽の製造、工事、保守点検及び清掃の適正化を図るための事業を行い、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等に寄与することを目的としています。

### 2 名称

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会長 田中 一良

所在地 〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番8 電話 078-306-6020

◆ 環境管理責任者：常務理事兼事務局長 清水 伸一郎

◆ 事務局担当者：業務部環境水質課係長 大迫 幸恵

建物の概要 土地：1000.11㎡ 建物 1F：614.30㎡ 2F：608.99㎡

設立許可 昭和49年5月29日

(令和6年3月31日現在)

会員	○ 正会員	製造業者	10社	
		工事業者	113社	
		保守点検業者	138社	
		清掃業者	92社	注記)兼業含む
	○ 特別会員	12名		(行政等)
役員	○ 理事	24名		(正会員理事12名 特別会員理事12名)
	○ 監事	3名		
職員	○ 職員(総合職)	24名		
	○ 再雇用職員	1名		
	○ 職員(一般職)	11名		
	○ その他	2名		
		○ 環境計量士	所要1名	在籍1名
	○ 浄化槽検査員	所要1名	在籍20名	
	○ 浄化槽管理士		在籍27名	
	○ 浄化槽設備士		在籍1名	
	○ 浄化槽技術管理者		在籍14名	
社有車台数	○ 軽自動車	27台	ライトバン	1台

### 3 センターの歩み

昭和49年	5月	社団法人 兵庫県浄化槽センターとして発足
"	9月	事務所を 神戸市生田区下山手通5丁目21-2南協和ビル に移転
昭和54年	6月	水質検査所を 明石市相生町11-9大枝ビル に開設
昭和55年	2月	厚生大臣指定検査機関となる
昭和57年	6月	社団法人 兵庫県水質保全センターに名称を変更
昭和58年	1月	事務所、水質検査所を統合し、神戸市兵庫区入江通3丁目1-15 に移転

昭和59年	1月	創立10周年記念式典を開催
昭和61年	3月	浄化槽法第57条第1項の規定により、同法第7条及び第11条に規定する水質に関する指定検査機関（兵庫県知事認可）となる
昭和61年	11月	事務所を 神戸市兵庫区中道通7丁目1番13号 に移転
平成元年	4月	小型合併処理浄化槽機能保証制度を実施
平成2年	11月	浄化槽法第11条検査の補完検査を実施
平成6年	11月	創立20周年記念式典を開催
平成7年	1月	阪神淡路大震災により事務所が倒壊したため、姫路市田寺4丁目5-12 に仮事務所として移転
平成12年	11月	事務所を 神戸市中央区港島南町3丁目3番8に新築、移転
平成13年	4月	浄化槽法一部改正により、みなし浄化槽の新設禁止
平成13年	10月	浄化槽法第11条検査の水質検査項目にBODを導入
平成15年	4月	浄化槽法第11条検査に「指定検査員補制度<兵庫方式>」導入（補完検査制度は廃止）
平成16年	11月	創立30周年記念式典を開催
平成18年	2月	浄化槽法の一部を改正する法律の施行(同法目的に「公共用水域の水質保全」が明示)
平成20年	1月	センター構造改革特別委員会答申(公共用水域等の水質保全及び浄化槽業界の更なる発展と飛躍を目指して)
平成20年	3月	エコアクション21認証・登録 対象事業所：所在地のみ(関連事業所なし)
平成21年	5月	第36回通常総会において理事定数の削減
平成22年	7月	公益法人制度改革特別委員会の設置
平成23年	9月	一般社団法人 兵庫県知事認可
平成23年	10月	一般社団法人 兵庫県水質保全センター設立登記
平成23年	12月	兵庫県知事より「公益目的財産額の確定」通知受理
平成26年	11月	創立40周年記念式典を開催
令和元年	6月	浄化槽法の一部を改正する法律公布
令和2年	4月	浄化槽法の一部を改正する法律施行（特定既存単独浄化槽を定義、知事等に浄化槽台帳の整備の義務化）
令和3年	4月	浄化槽法第11条検査「指定検査員補制度<兵庫方式>」の利用を中止

#### 4 事業概要(認証・登録範囲)（関連事業所なし）

##### (1) 浄化槽の製造、工事、保守点検及び清掃の適正化に関する事業

浄化槽の製造、工事、保守点検及び清掃を適正に行うため、会員の技術の向上、知識の普及を目的とした各種講習会の開催、広報誌、会員名簿の発行等の事業を通じて知識の普及啓発を図り、水環境の保全に努めています。

##### (2) 浄化槽の法定検査・水質検査に関する事業

兵庫県水質保全センターは兵庫県知事から指定を受けて、浄化槽の法定検査を行う、兵庫県内唯一の機関で、浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査を行っています。

環境計量証明事業所として、迅速かつ正確な環境測定を行うとともに、浄化槽法に基づく法定検査機関として、計量証明行為だけでなくその計量結果から、浄化槽の運転状況の把握に努めると共に、県・市・町や関係業者及び県民からの水質関連のお問い合わせに対して、技術的サポートを行っています。

(3) 浄化槽に関する調査研究及びその受託事業

合併処理浄化槽の設置を推進すると共に、既設の単独処理浄化槽の合併化に向けた調査研究、浄化槽の維持管理費用と公共下水道の使用料との住民負担の格差の是正を図る公共関与制度の確立、その他の新規事業の検討等を行っています。また、関係機関からの受託事業として、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の河川に及ぼす水質汚染の比較調査、法定検査の受検率向上を目指した計画等の作成を行っています。

(4) 浄化槽に関する各種講習会・研修会等の開催

兵庫県並びに政令市の条例に基づき、「浄化槽の保守点検の業務に関する講習会」を隔年開催し、浄化槽管理士の技術、技能、知識の向上に努めています。

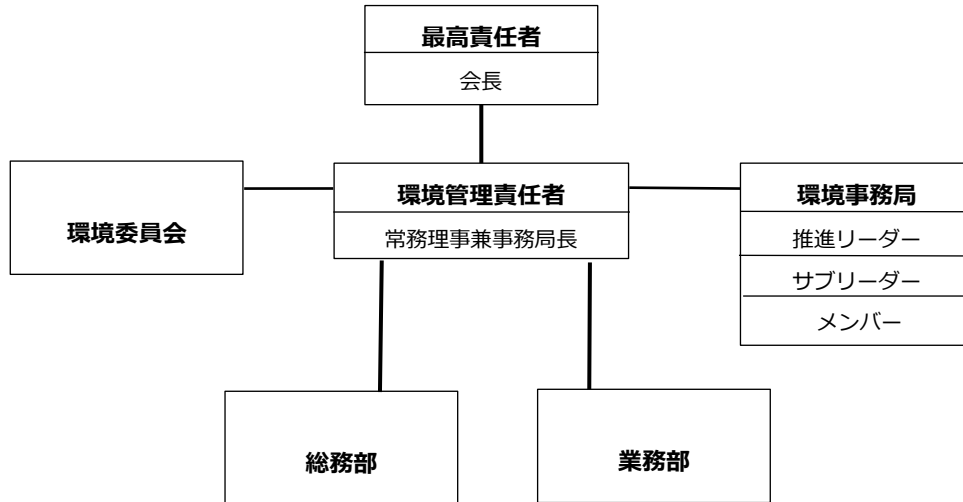
(5) 環境教育事業

未来を担う子供たちの「環境マナー」を育成することを基本目的とする環境教育事業を平成18年度から行っています。「生活排水」と「河川水質」をキーワードに掲げ、生活環境に身近な中小河川を舞台として、参加者全員で河川水質の調査を行い、水環境を考える活動を行っています。

## 5 令和5年度の事業実績について

浄化槽法定検査実施基数	52,882基
環境計量証明実施件数	2,337件
事業収入	351,962千円

### 3 エコアクション21実施体制



《役割分担表》

職名	役割
最高責任者	① 環境経営方針を定め、誓約。 ② 事業経営における課題とチャンスを整理・明確化。 ③ エコアクション21の構築・運用に関する情報を収集し、環境経営方針・環境経営目標等の全体の見直しを行い、必要に応じ改訂を指示。 ④ エコアクション21を運用し、維持するための経営資源を用意。
環境管理責任者	① エコアクション21に関する合理的・効果的運用を図り、目的を達成するために環境委員会を運営。 ② 最高責任者による見直しのための情報として、エコアクション21の構築・運用に関する情報を最高責任者へ提供。
環境事務局	① 環境管理責任者を補佐し、エコアクション21に関する実務全般を所管。 ② メンバーは担当する環境活動の管理を行い、月毎に結果をサブリーダーに報告。 ③ サブリーダーは結果報告の確認及び推進リーダーを補佐。 ④ 推進リーダーはエコアクション21の書類一式作成及び記録類の管理、評価。
環境委員会	① 環境責任者・環境事務局で構成。 ② 概ね3か月に1回の頻度で推進リーダーが招集。 ③ 環境経営目標の設定、環境経営計画の策定及び実施の進捗状況について協議。 ④ 環境管理責任者が必要と認めた者は出席が可能。
担当課長	① 職員にエコアクション21の意識を高めることを喚起。
職員	① エコアクション21に対し貢献するという意識を強く持ちます。

## 4 環境経営目標設定

No.	環境項目 (注1)	「環境経営方針」 との整合 (項目)	影響範囲 (注2)	令和4年度 目標	令和5年度 目標	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標 (令和5年度 までの暫定)	実施部門		
									浄化槽 検査課	環境 水質課	総務課
1	CO <sub>2</sub> 総排出量 [kg-CO <sub>2</sub> /百万円]	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	3	434	434	434	434	394	●	○	○
2	車両平均燃費 [km/L]	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	3	17.8	17.8	17.8	17.8	17.5	●	○	○
3	一般廃棄物 再資源化の 推進(リサイクル率)[%]	廃棄物の適正処理 及び減量	2	53.3	53.3	53.3	53.3	60.7	○	○	●
4	産業廃棄物管理	廃棄物の適正処理 及び減量	2	マニフェスト照合確認・契約書及び許可証 の添付確認・許可証有効期限の確認						●	
5	水使用量 [m <sup>3</sup> /百万円]	節水	2	1.78	1.78	1.78	1.78	1.43	○	●	○
6	当事業所職員を 対象とした環境 教育実施回数 [回]	環境教育の実施	2	6か月毎(年2回)の実施					○	●	○
7	県内中学校を 対象とした環境 教育実施回数 [回]	環境教育の実施	2	年2回以上の実施						●	○
8	浄化槽に関する 各種講習会等 の実施回数 [回]	浄化槽の普及啓発	2	年2回の実施					○		●
9	広報誌によるEA21 普及啓発(広報誌 発行回数)[回]	EA21普及啓発	2	年2回の発行					○	○	●
10	化学物質管理	化学物質の 適正管理	2	試薬台帳による管理・試薬棚の施錠管理						●	

●：主担当    ○：副担当

(注1) 単位の「百万円あたり」は、事業収入[百万円]で各内容値を除いたもの

(注2) 影響範囲に関する評価は、3（影響範囲がグローバル）、2（影響範囲が地域的）、1（影響範囲が事業所周辺）の3段階で評価

CO<sub>2</sub>総排出量の算出にあたって、令和4年度以降の実績算出には購入電力の排出係数は、関西電力(株)調整後排出係数0.311 kg-CO<sub>2</sub>/kWh（令和3年度実績値）を使用。ガソリン排出係数は2.32 tCO<sub>2</sub>/kL、都市ガス排出係数は2.23 tCO<sub>2</sub>/1,000Nm<sup>3</sup>を使用（1Nm<sup>3</sup>：標準状態（0℃、1気圧）に換算した1m<sup>3</sup>のガス量）。各排出係数について、利用業者の報告値に変動があった場合は適宜更新する（令和3年度実績より、以後±0.1以上の変動は年度ごとに随時、変動が小さい場合は最終更新より3年毎に更新）。

No.1、2、3、5の実数目標値について、令和4～7年度は令和元年～3年度の実測数値平均より設定し、事務所内の設備更新や目標の達成状況を加味した上で毎月の目標値を設定。令和8年度への目標設定は令和4～6年度の平均値を基準にして更新を予定している（現状表記の令和8年度目標は令和4～5年度での平均値より記載。令和6年度実績が揃い次第更新される予定）。

各目標の取組実施責任者は主に実施主担当部署の課長が担当する。

## 5 環境経営計画

環境経営目標項目	環境経営計画
<b>CO<sub>2</sub>総排出量</b>	ガソリン・都市ガス・購入電気の月消費量の管理
	ガスを要する水質検査終了時の速やかな止栓の徹底
	ガスエアコンによる温度設定の管理（夏季冷房時28℃、冬季暖房時22度。別途温度管理が必要な分析室は除く）
	昼休み時間の事務所消灯
	電気設備を使用する水質検査終了時の速やかな電源OFFの徹底
	コピー終了時の節電ボタンONの徹底
	残業時間の縮減による照明・空調機器の運転時間縮減
<b>車両平均燃費</b>	5,000km毎のオイル交換と空気圧チェックの徹底
	車両平均燃費の管理
	低燃費車両への随時切替
	安全運転の励行とエコドライブの実施
<b>一般廃棄物再資源化の推進</b>	一般廃棄物排出量の管理（資源ごみ・可燃ごみ・不燃ごみの数値管理）
	両面コピーと電子媒体によるペーパーレス化の推進
	使用頻度の高いA4コピー用紙の再利用等による使用量削減
<b>酸魚廃棄物管理</b>	マニフェストによる適正処理の実施
	サンプル瓶の再使用等による産業廃棄物排出量の削減
<b>水使用量</b>	上水道の月間使用量の管理
	給水中にその場を離れる場合の止水徹底
	節水ステッカーによる節水啓発の実施
<b>環境教育</b>	当事業所の職員を対象に年2回実施
	県内中学校を対象に年2回実施
<b>浄化槽に関する講習会等</b>	浄化槽の設置推進や浄化槽の適正な維持管理の確保を図るため、浄化槽に対する正しい認識と維持管理の必要性の普及啓発を目的に「浄化槽フォーラム」等を開催
	浄化槽の保守点検業者が雇用する浄化槽管理士を対象に、浄化槽の維持管理等の知識や技能の向上を図る講習会の実施
<b>広報誌の発行</b>	エコアクション2.1普及啓発を目的に、環境活動状況を掲載した広報誌を年2回発行
<b>化学物質使用量</b>	化学物質使用量の管理（試薬台帳の記入）
	余剰廃棄が生じないよう、1度の化学物質の使用量や分析を行う検体数を調整

## 6 環境経営目標の実績と評価

No.	環境項目 (注1)	令和5年度目標	令和5年度実績と評価 達成：○、未達成：×
1	CO <sub>2</sub> 総排出量 [kg-CO <sub>2</sub> /百万円]	434	383 (=134,647.989/351.962) 目標達成率：113% 評価：○
2	車両平均燃費 [km/L]	17.8	17.3(=728,262.20/42,057.97) 目標達成率：97.2% 評価：×
3	一般廃棄物再資源化の 推進(リサイクル率)[%]	53.3	58.2(=(898.50/1542.77)×100) 目標達成率：109% 評価：○
4	産業廃棄物管理	マニフェスト照合確認 ・契約書及び許可証の添付確認 ・許可証有効期限の確認	適正管理 評価：○
5	水使用量 [m <sup>3</sup> /百万円]	1.78	1.43(=505.0/351.962) 目標達成率：124% 評価：○
6	当事業所職員を対象とした 環境教育実施回数 [回]	6ヶ月毎(年2回)の実施	2回 評価：○
7	県内中学校を対象とした 環境教育実施回数 [回]	年2回以上の実施	3回 評価：○
8	浄化槽に関する 各種講習会等の実施回数 [回]	年2回の実施	3回 評価：○
9	広報誌によるEA21普及啓発 (広報誌発行回数)[回]	年2回の発行	2回 評価：○
10	化学物質管理	試薬台帳による管理 ・試薬棚の施錠管理	適正管理 評価：○

(注1) 単位の「百万円あたり」は、事業収入[百万円]で各内容値を除いたもの

CO<sub>2</sub>総排出量の算出にあたって、令和4年度以降の実績算出には購入電力の排出係数は、関西電力(株)調整後排出係数0.311 kg-CO<sub>2</sub>/kWh(令和3年度実績値)を使用。ガソリン排出係数は2.32 tCO<sub>2</sub>/kL、都市ガス排出係数は2.23 tCO<sub>2</sub>/1,000Nm<sup>3</sup>を使用(1Nm<sup>3</sup>:標準状態(0℃、1気圧)に換算した1m<sup>3</sup>のガス量)。各排出係数について、利用業者の報告値に変動があった場合は適宜更新する(令和3年度実績より、以後±0.1以上の変動は年度ごとに随時、変動が小さい場合は最終更新より3年毎に更新)。

## 7 環境経営計画の取組み結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

### 【環境経営計画の取組み結果とその評価】

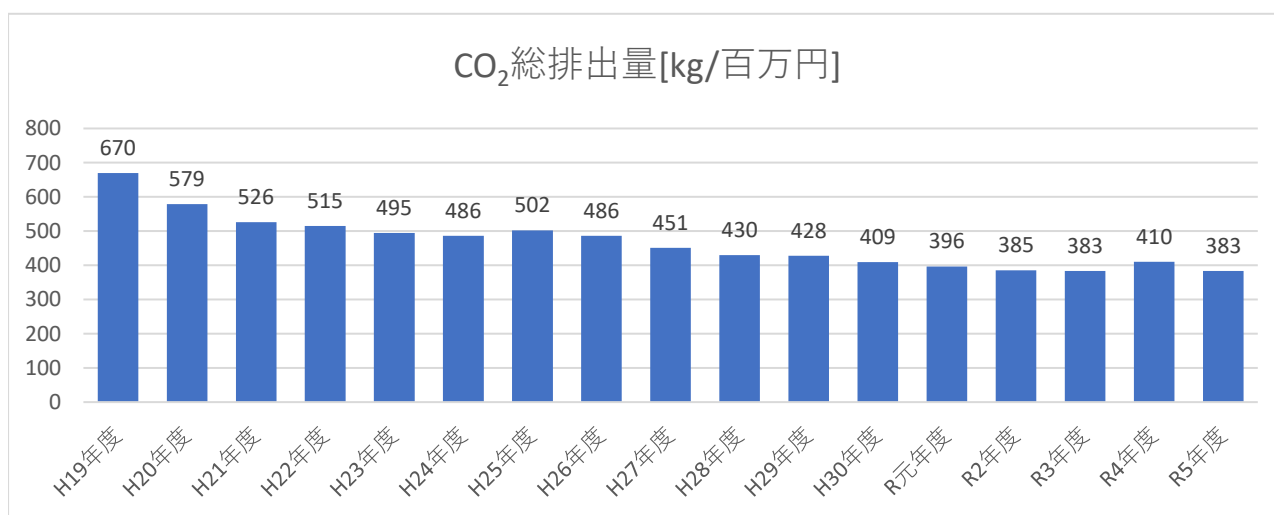
令和5年度は前年度に続き、環境経営目標における数値目標を令和元～令和3年度の3年間の実績平均値を基準に、設備更新等排出量の増加が見込まれる項目を加味したものに設定し、目標値の達成に向けて全社的に取り組みました。ここ数年間で水使用量など大きな変化を生じている項目もあり、これからも継続的に取り組んでいきます。

#### 1 CO<sub>2</sub>総排出量 及び 2 車両平均燃費

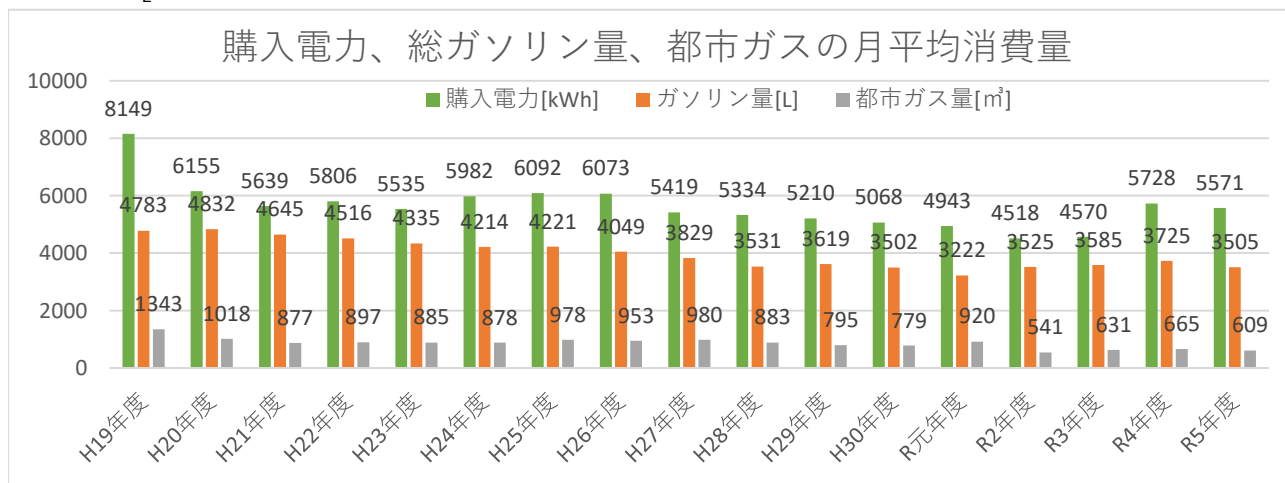
令和5年度はCO<sub>2</sub>排出源の「購入電力」、「総ガソリン量」及び「都市ガス」の3種いずれの使用量も、前年度の実績より削減することができました。CO<sub>2</sub>総排出量は年間目標を達成できました。目標達成率は113%でした。（図1及び図2）

CO<sub>2</sub>総排出量については、令和元年10月に実施したガス空調機の更新以降もより燃費のよい車両への更新など、更新タイミングに合わせて適宜改善を図っています。日々の利用の中でも使用に応じた電子機器やガス機器の起動スイッチオン・オフの徹底やWeb会議の導入で車両移動を削減するなど、包括的に取り組むことで全社的意識づけを行ってきました。これらについては引き続き取り組んでいくとともに、新たな削減策を模索していきます。

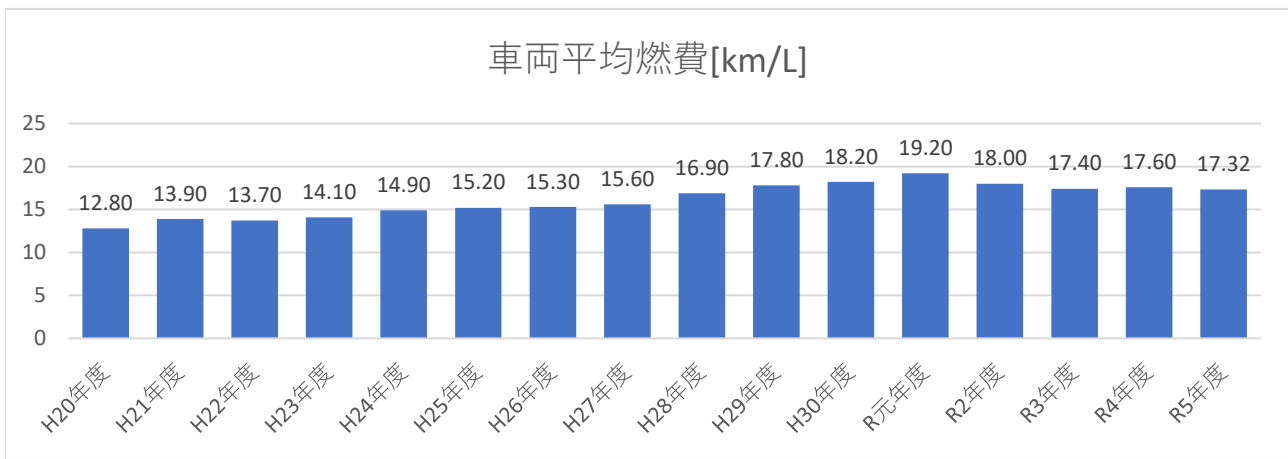
車両平均燃費においては、前年と比べて若干の低下となりました。前述の車両更新のほか、検査員の業務行程の効率化が浸透し、令和5年度は車両走行距離、総ガソリン量とも減少しました。しかしながら業務行程の効率化により高速道路の利用距離が減少した結果、車両平均燃費の実績は低下する形となっております。目標達成率は97.2%と少々目標に届きませんでした。近年の実績状況からもやや頭打ちの様相となっており、無理のない範囲で引き続きエコドライブに取り組み、現状を維持または改良していけるよう努めていきます。（図3及び図4）



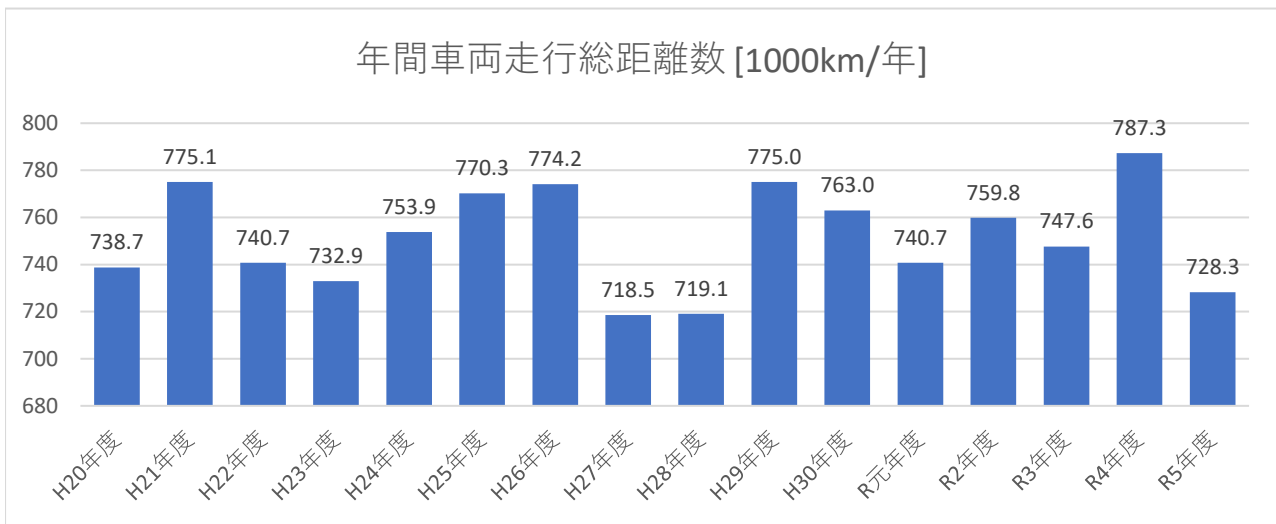
▲図1：CO<sub>2</sub>総排出量の年度比較



▲図2：購入電力、総ガソリン量、都市ガスの月平均使用量の年度比較



▲図3：車両平均燃費の年度比較

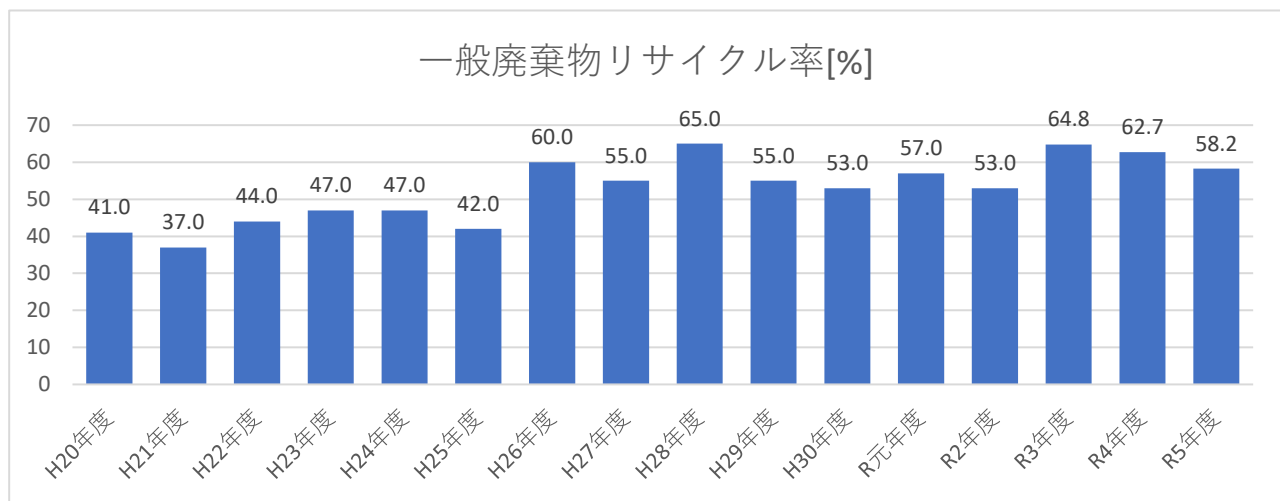


▲図4：車両走行総距離数の年度比較

### 3 一般廃棄物リサイクル率

一般廃棄物リサイクル率については、ごみの分類、電子媒体によるペーパーレス化及びA4コピー用紙の使用枚数管理や裏紙使用等の取組みを続けています（図5）。令和5年度は一般廃棄物の排出量が前年度と比べてやや大きく減少したものの、資源ごみ割合の減少に伴い、一般廃棄物リサイクル率の実績値としては低下しました。目標の達成率は109%。

今後も廃棄物の排出量削減に取り組むとともに、廃棄物の内訳を精査して分別の徹底に取り組み、リサイクル率の更なる向上に努めていきます。



▲図5：一般廃棄物リサイクル率の年度比較

#### 4 産業廃棄物管理の実施

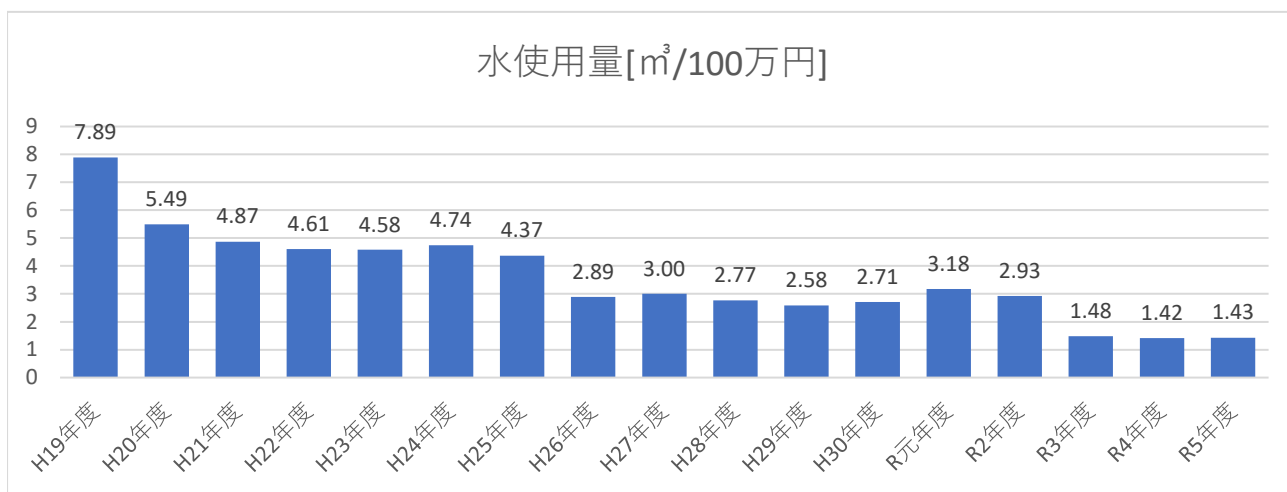
産業廃棄物管理についてはマニフェストによる適正管理を注意励行して取り組んでいます。許可証有効期限については都度確認し、更新された許可証を業者から取り寄せています。

今後も、可能な限り容器の洗浄・再使用を心がけ、またごみの分別に注意し産業廃棄物としての廃棄量削減に引き続き取り組んでいきます。

#### 5 水使用量

水使用量については、令和2・3年にトイレタンク内の水漏れ修理を行い、以降大幅に水使用量が減少しました（図6）。そのほか節水機能やトイレ用擬音装置の利用など、継続的に取り組んできました。令和5年度も前年度に続き、同程度の水使用量に抑えることができました、目標達成率は124%となりました。

引き続き水の止水に留意し、器具洗浄における無駄削減を徹底するなどの対策を講じ、節水に努めます。



▲図6：水使用量の年度比較

#### 6 当事業所職員を対象とした環境教育実施回数

当事業所の職員を対象とした環境教育は年2回の実施を基本としており、令和5年度も例年同様2回開催しました。環境教育では環境経営レポートや広報誌を中心にエコアクション21への理解と協力を得る機会となるよう努めています。

#### 7 県内中学校を対象とした環境教育実施回数

兵庫県内の中学校を対象とした環境教育は、環境マナーのこころを育てることを基本テーマとして平成18年度から取り組んでおり、平成19年度からは原則として夏休み期間中に実施しています。主に浄化槽地域・下水道地域といった生活排水処理の状況の異なる河川流域で水質・生物調査等を行い、地域の中学生に地元の河川水質を知ってもらおうと共に生活排水処理の大切さを学んでもらう機会としています。

令和5年度は、前年に続き南あわじ市立三原中学校、洲本市立青雲中学校の2校と、丹波市立青垣中学校にて開催しました。3校いずれの開催においても地域在住の専門家に講師として参加いただき、当該年度は特に水生生物調査に力を入れた内容となり、より参加生徒の関心を引く内容となりました。

次年度以降も外部講師の方に御助力いただくとともに、内容の充実した取り組みとなるよう尽力していきます。

## 8 浄化槽に関する講習会等

浄化槽の普及啓発を目的として、毎年各種講習会等を実施しています。例年、年間2回の開催を目標としています。

令和5年度は5月26日に定時総会の特別講演にて、全国浄化槽推進市町村協議会事務局長の久川氏より「人口減少社会に果たすべき浄化槽の役割」について講演いただきました。そのほか、同日に環境省の「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」に係る「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金事業」の説明会を行いました。また、同年9月28日には浄化槽設備士研修会（新規登録設備士認定講習）を開催しました。

令和5年度の浄化槽に関する講習会等の開催実績は上記の計3回となりました。

## 9 広報誌によるエコアクション2.1普及啓発(広報誌発行回数)

例年、年間2回発行している広報誌にてセンターのエコアクション2.1の取組み報告を行うと共に、浄化槽システムの脱炭素化推進事業の公募情報や各種試験・講習会の情報を掲載するなど、会員企業や関係機関に対し環境への取組みの普及啓発に努めています。令和5年度についても年間2回の広報誌発行を行うことができました。

## 10 化学物質管理

化学物質の適正管理のため、分析室では薬品棚に化学物質の管理台帳を備えており、化学物質の使用にあわせて随時残量等を記載し、管理に努めています。薬品棚の施錠や管理台帳との照らし合わせを随時行い、適正な管理状態の維持をしています。

薬品の効率的な使用を心がけて一度に行う分析件数や試薬調製を行っており、余剰廃棄が多量に出ないようにしています。当該年度内においても有害な物質の漏出等事故は生じませんでした。

### 【次年度の取組み】

『4 環境経営目標設定』項の令和6年度目標及び『5 環境経営計画』項に準じます。

当面は令和4年度より掲げている目標を元に活動していきます。年間一律の設定ではなく月毎の目標と年間累積における目標を据えており、目標達成状況を見て翌年度以降に厳しいものへと挑戦していきます。

## 8 環境関連法規制の遵守状況

令和5年度の年間での環境関連法規制の遵守状況は令和6年6月3日に確認しました（下表）。

過去3年間の違反・訴訟の状況として、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関し、違反項目（規定期間内の定期点検の未実施）がありましたが、令和5年4月11日に対応済みです。訴訟については特になし。

No.	当事業所に適用となる環境関連法規と遵守すべき要求事項	遵守状況
1	<p>浄化槽法</p> <p>目的（第1条）、法定検査（第7条、11条）、保守点検業者の登録制度（第48条）、指定検査機関の指定（第57条）</p> <p>→県内に設置された浄化槽の法定検査の実施。県内で業務を行う工事・保守点検・清掃業者を対象とした講習会の開催。検査結果や検査の受検状況など、県や市と情報共有し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与。</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>
2	<p>計量法</p> <p>指定の申請（第59条）、変更の届出等（第62条）、指定の基準（第92条）、計量証明事業の登録（第107条）、事業規程の提出義務（第110条）、計量証明書の交付（第110条の2）、計量証明検査の受検（第116条）、立入検査（第148条）</p> <p>→法に定められた項目に基づき機器や作業員、作業方法について管理。検査員の計測器も含め、機器の検定も定期的に受検。</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>
3	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>事業者の責務（第3条）、一般廃棄物の運搬、処分等の委託基準（第6条の2、第12条）産業廃棄物管理票（第12条の3）、管理票写しの保存期間と管理票交付者の報告書（第12条の3）</p> <p>→ごみの分別を行い、許可の下りている業者に運搬・処理を依頼するよう徹底。業者の許可証は定期的に確認。産業廃棄物についてはマニフェストの受け取り、業者の確認、保管を徹底。</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>
4	<p>下水道法</p> <p>特定施設（第12条の2）、届出（第12条の3）、氏名変更等の届出（第12条の7）、水質の測定義務等（第12条の12）、排水設備等の検査（第13条）、報告の徴収（第39条の2）</p> <p>→廃液については適宜回収して産業廃棄物として業者へ処分依頼を行うもの、放流して問題ない区分についてはpH等適正に処理してから下水道へ放流。所内の変更項目がある場合は適宜届出を管轄部署へ提出。</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>
5	<p>毒物及び劇物取締法</p> <p>毒物又は劇物の取扱い（第11条）、表示（第12条）</p> <p>→毒物、劇物は施錠のできる戸棚、金庫にて保管。保管されている量は台帳にて記録管理。</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>
6	<p>環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律</p> <p>民間団体等の責務（第4条）、職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>

7	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</p> <p>第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（第16条）</p> <p>（経済産業省・環境省告示第13号）</p> <p>→日常の使用において異変がないかの都度チェック及び3か月に1回の簡易点検と業者による定期点検（センター内該当機器はいずれも3年に1回の頻度対象）を行います。廃棄やメンテナンスの際には必ず専門の業者を手配して適切な処置を行います。</p>	<p>違法。</p> <p>違反有・訴訟無。</p> <p>⇒令和5年4月11日 対応済み</p>
8	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律</p> <p>自動車の所有者の責務（第5条）、使用済自動車の引渡義務（第8条）、再資源化預託金等の預託義務（第73条）</p> <p>→急な故障を生じない限り、およそ5年間（走行距離10万km超過）を目安に車両を更新。リース契約を交わし、使用済み車両の引き渡しや再資源化にあたっての預託義務についても対応。</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>
9	<p>特定家庭用機器再商品化法</p> <p>事業者及び消費者の責務（第6条）</p> <p>→故障等による使用不能を除き、可能な限り長期の使用を心がけると共に、使用機器の廃棄等処分の際は処分先等、行き先を確認。</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>
10	<p>資源の有効利用の促進に関する法律</p> <p>事業者の責務（第4条）</p> <p>→文具品をはじめ、リサイクル商品を利用を積極的に行います。裏紙使用のほか、古紙については回収業者に手配して再資源化。</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>
11	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律</p> <p>事業者の責務（第4条）、排出量等の把握及び届出（第5条）</p> <p>→特定化学物質に該当する試薬について、その使用量や排出量について管理・把握する。適切に処理した上で排出時には記録をつけています。</p>	<p>遵守。</p> <p>違反無・訴訟無。</p>

## 9 代表者による全体の評価と見直し・指示の結果

評価実施日	令和6年6月10日
評価の対象期間	令和5年4月から令和6年3月末
代表者（会長）	田中 一良
代表者（会長）の総合コメント	環境に携わる機関として、継続的に環境への取り組みが行われていること、また未達成の項目への取り組み状況を評価します。
	昨年に続き、無事県下中学校での環境学習が開催できたことを喜ばしく思います。地域の中学生の環境への意識・関心を深められる場を提供できるよう、取り組みを継続してください。
	フロンガスの管理状況について、改善されたことを確認しました。再発のないよう、次回点検についても適宜確認や手配を行ってください。
	環境経営方針及び取り組みの実施体制については引き続き現状を維持し、数値目標の設定については更なる向上が望める設定に調整して取り組んでください。 ほか、新たな取り組みにあたって必要であれば体制の見直しを検討してください。

次回環境経営レポートの作成時期は令和7年7月です。